

いい明日は仕事と暮らしのハーモニー

ひんなでつくる

男女共同参画社会

できることから一歩一歩

市民意識調査結果シリーズ④

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、直訳すると「domestic=家庭内の」「violence=暴力」で、夫から妻、母から子、子から親、兄弟間の暴力など、家庭内の様々な形態の暴力と考えることができます。

DVは、今までは家庭の中のこととして軽視され、 放置されてきました。しかし、被害者は身体にも 心にも大きな傷を負い、ただの「夫婦ゲンカ」で は片付けられない、そして大変身近な問題、それ がDVなのです。

市民意識調査の結果、配偶者や恋人など親しい人への暴力、加害体験者(DVをしたことがある)は、「大声で怒鳴って威嚇する」「たたく、突き飛ばす」などの回答が多く、男性の割合が高くなっています。一方、被害体験(DVをされたことがある)についても、「大声で怒鳴って威嚇された」

配偶者からの暴力にお悩みの方は… お近くの配偶者暴力相談支援センターへ



女性に対する暴力根絶の シンボルマーク

配偶者からの暴力被害者 支援情報サイト http://www.gender.go.jp

「たたかれた、突き飛ばされた」との回答が多く、 女性の割合が高くなっています。

(いずれも複数回答)

被害の相談については、「だれにも相談しなかった」と答えた人が44%でした。

たとえ、夫婦の間であっても暴力は犯罪であり、 取り返しのつかない事態になりかねません。子ど もの心身の成長へも大きな影響を与えます。危な いと感じたら、ぜひご相談ください。

	・配偶者DV総合対策センター	0952-26-1212	・武雄市企画部男女参画課	0954-23-9141
		0952-26-0018	・武雄市こども部支援課	0954-23-9216
	・警察相談室	0952-26-9110	・武雄市総務部総務課	0954-23-9315
	・法務局(女性の人権ホットライン)	0952-28-7220	・武雄市福祉事務所	0954-23-9235
	・被害者支援ネットワークVOISS	0952-41-2535	・ひとひとネット武雄	0954-36-2511

ш

-11

11

-11

ш

- ※ 「殴る・蹴る」などの身体的な暴力だけが DVではありません。「ののしる・無視する」 などの精神的な虐待や、「セックスを無理強 いする・避妊に協力しない」などの性的な虐 待もDVです。
- ※ 家庭内の夫婦関係の暴力は、被害が表に出 にくく、日本では毎年100人以上の女性が 夫から殺害されています。
- ※ 職業をもって社会的な活動をしている、ごく普通の男性が暴力をふるう例も少なくありません。DVは力の強いものが暴力を使って、自分より立場の弱い人を思うようにコントロールしようとする「支配のパターン」です。

ひとひとネット武雄 12月の行事

★相談の日 毎週金曜日 13時~17時

第1.3火曜日 13時~17時

★学びの日 13日(木) 10時~12時 ハギレを使って「化粧ポーチ」を作りましょう

(実費負担300円程度) ★集いの日 第1・3木曜日 10時~12時 テーマ「サザエさん」がもし入院したら…

「マスオさん」の転勤が決まったら…

■場所 武雄市北方支所1階ホール

電話 (36) 2511

平成19年度 武雄市男女協同参画フォーラムのご案内

- ■日時 平成20年2月10日(日)ご案内
- ■場所 北方文化ホール
- ■基調講演 樋口恵子 (評論家・東京家政大学名誉教授) 詳しくは次号でお知らせします。